

取扱区分：公開

平成31年第6回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和元年6月25日（火）

〔場 所〕 ハストピアギャラリー

平成31年第6回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、平成31年第6回蓮田市農業委員会総会をハストピアギャラリーにおいて開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和元年6月25日（火） 午後2時00分

2 閉会日時 令和元年6月25日（火） 午後3時25分

3 出席委員（13人） ※番号は議席番号

1 番 野口 勇	2 番 門井 隆	3 番 齋藤 重信
4 番 萩原 和夫	5 番 竹内 昭一	6 番 原田 順一
7 番 吉岡 政広	8 番 杉崎 國昭	10 番 寺田 進
11 番 竹内 幸男	12 番 岩崎 久	13 番 篠崎 邦明
14 番 齋藤 博司		

4 欠席農業委員（1人）

9 番 高橋 建一

5 出席推進委員（5人） ※（）内は担当地区

（平野）石井 正孝	（黒浜）澁谷 秀男	（黒浜）山本 寿一
（蓮田）常見 淳	（蓮田）山口 恵司	

6 欠席推進委員（1人）

（平野）山口 実

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（2人）

事務局長 柴田 賢次

事務局主任 茂木 郁

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、平成31年第6回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和元年5月28日に開催いたしました、平成31年第5回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認していらっしゃるかと思います。この場で修正をして署名をいただき議事録とさせていただきます。事前に委員の皆様方から指摘がございましたので、事務局から訂正箇所を説明します。よろしくお願ひ申し上げます。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして、●●●●に署名をお願いいたします。それから●●●●の署名につきましては本日欠席でございますので後日署名をいただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、本日の委員の出席状況について報告をいたします。●●●●より欠席の旨の報告がありましたのでご報告を申し上げます。

従いまして、出席委員は14名中13名で総会に必要な定数に達しておりますので本日の総会は成立をいたします。また、推進委員は●●●●より欠席の旨の報告がありました。

従いまして、推進委員の出席は5名となっております。

次に本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●、お願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出議案は、事前に配布いたしました資料のとおりでございます。農地法などの法令許可に関する議案は、議案第1号から議案第2号までとなっております。報告案件は、報告1となります。

初めに、2ページの議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可につ

いて」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をよろしくお願いいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号の番号1につきまして担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

場所ですが、現地案内図1番の方を見ていただき、旧国道122号を●●交差点から下っていきまして、左折しますと●●●●のそばに●●●●入口があります。それを●●の方に向かっていただきまして、最初の●●●●に向かう土地の角にあたります。この敷地ですが、一部奥の方に道が必要となっている場所があります。その部分は以前、砂利になっていたということなのですが、現在、砂利は撤去してある状態となります。

この場所につきましては、申請人が一昨年、お母様から相続を受け、今回、結婚に伴い家を新築するということで申請となります。ご本人とはお会いできなかったのですが、お兄さんにお会いしまして、そのような申請経過に至ったということです。

問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。何かありましたら、事務局の方からお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局の方で補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

(事務局)

補足説明として、こちらは農業振興地域外の農地です。

申請地の概要につきましては、こちら2種農地ということで、判断根拠としては市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である農地ということで、2種農地という判断をさせていただきました。

申請理由ですが、申請者は婚約者がおりまして、その婚約者と新居を建築して住むということでの申請でございます。

資金計画と資金調達につきましては、事務局にて確認をとっております。

排水処理につきまして、汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置して前面道路の雑排水管に接続いたします。雨水は、敷地内浸透処理でございます。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請については許可見込みということで、建築指導課から回答が得られております。是正の方は、砂利が一部敷地内にあったのですが、撤去をしてあることを確認してございます。

(議 長)

議案第1号の番号1については、ただ今の担当地区委員さんの説明及び事務局の補足のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議長)

ただ今、異議なしのお言葉いただきましたので、採決をいたします。議案第1号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号1については承認をすることにいたします。

続きまして、13ページの議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可についてでございます。議案第2号について、事務局の朗読をよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは朗読をする前に、今回の是正の方が終わらず、審議しない案件がございますのでそちらの方を申し上げます。

議案第2号の番号2及び議案第2号の番号6です。こちらにつきましては、申請地及び申請者の所有農地が適切に管理されておりました。是正指導を行っていたのですが、本日までその是正が終わっておりませんでした。

従いまして、番号2と6につきましては、今回は審議せず来月以降の総会で審議する予定ということで、今回は進めさせていただきたいと思っております。

— 議案第2号朗読 —

(議 長)

それでは、議案第2号の番号1について担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

まずは場所です。蓮田市役所を出て、高速道路の手前を左に行き、十字路を左へ行きまして、●●●●の方へ向かって、県道3号線の方へ向かい、一つ手前の信号を右、今工事している前を通過して、左へ登り●●●●を右に折れて、左側です。

息子さんが今後結婚するため家を建てたいということで、お父様から借りて、そこへ家

を建てたいということです。補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、事務局より補足がありましたらよろしくお願ひいたします。

(事務局)

この案件につきましては、4月に受付をして5月の総会にかける予定だったのですが、是正箇所がございました。申請された農地が適切に管理されていなかったのですが、こちらの方の是正が今回整いましたので、総会にかけさせていただきます。

農地につきましては、農用地域外でございます。申請地の概要といたしまして、こちらの農地につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である第2種農地と判断させていただきました。

申請理由ですが、申請人は現在、申請地の近隣にある実家で暮らしています。結婚する予定のため独立するということで、父親所有の農地を借りて住宅敷地にするため、今回の申請に至りました。

資金計画・調達計画につきましては、事務局で確認しています。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、貯留槽に接続、汲み取りで行うということであります。雨水は、敷地内浸透処理でございます。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請は許可見込みということで、建築指導課から回答を得ております。

現地は、6月21日に確認したところ、6月13日の時点での是正内容はダンプ15台分の山があったのですが、6月21日に是正が完了していることを確認しております。

(議 長)

ただ今、議案第2号の番号1につきまして、担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

異議なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号1について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号1については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号の番号3について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

場所ですが、市役所から高速道路を突き当たって左に行きますと、踏切があります。その先に●●●●●●●●があります。そのすぐ前の土地です。それが●●●●●●さんの土地です。

申請者は、奥さんの実家に親子で住んでいて、子供が大きくなって手狭になったということで、当該地に住宅を建てたいと言っていました。何か補足がありましたら、事務局の方でお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、事務局より補足説明よろしくをお願いいたします。

(事務局)

補足説明いたします。こちらの申請地ですが、農業振興地域外の農地でございます。申請地の概要ですが、こちらにつきましては2種農地という判断をいたしました。

理由につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。市街化の区域等に近接する10ha未満の農地ということで、その判断をいたしました。

申請理由は、こちらの●●●●●●さんと●●●●●●さんはご夫婦で、現在は奥さんの実家で子供2人とともに同居しております。子供の成長とともに家が手狭になってきたことから、当該地に住宅を建築することになったものでございます。建築地の選定にあたりましては、親に子育ての協力をお願いすることが予想されるため、実家に近い申請地を選んだものでございます。

資金計画・調達につきましては、事務局にて確認済みでございます。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置して、前面道路側溝に接続いたします。雨水は、敷地内浸透処理でございます。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請につきましては、建築指導課から許可見込みということの回答を得ております。

現場につきましては、6月17日時点でトラック2台分の残土が申請地の旗竿部分入口のところにあつたのですが、そちらは6月21日に確認したところ、是正が完了しておりました。

(議長)

議案第2号の番号3については、ただ今、担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

結構、進入路が長いようですね。この入り口の幅はどのくらいあるのですか。3mくらいですか。

(事務局)

幅が、2mです。車1台がやっと通れるくらいです。実は今回の申請地なのですが、基本的には500㎡までしか認めないルールですが、他の土地との分筆の関係等やむを得ない場合は、10%増まで認めることができます。そこで、本件は、隣の土地などの形状も考えて分筆をすると、500㎡を超えてしまったのですけれども、転用可能と判断いたしました。

(委員)

住宅を作るには、入り口の道路幅は3mくらい、2mでもいいのですか。

(事務局)

最低2mです。

(委員)

2mで大丈夫なのですか。

(事務局)

申請地は、公道に2m接していれば、建築確認の許可があります。ぎりぎりといったところですよ。

(委員)

道路から、畑の●●●●の奥までの道路敷地の長さは、どのくらいなのでしょう。

(事務局)

●●mです。

(委員)

表の方は全部自分の土地ですか。この隣接している土地です。

(委員)

そうです。

(議長)

何か他にございますか。それでは質問がないようでございますので、議案第2号の番号3について承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号3については承認をすることにいたします。

次に、議案第2号の番号4について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

場所は●●●●の前を通り、●●方面へくぐり抜けていった右側の、分譲地になっている一角で、土地はその道路脇の土地となります。

●●●●さんとは話ができなくて、娘さんに聞いたのですけれども、不動産屋の方に任せてしまっていて、よくわからないということなので、あとは事務局の方で補足をお願いします。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、事務局の方で補足説明ありましたらよろしくをお願いいたします。

(事務局)

補足説明いたします。こちらの申請地ですが、農業振興地域内の農用地区域内にございました。平成31年2月11日付で蓮田市の告示ということで農用地からの除外が告示されております。申請者の住所と氏名のところですが、記入漏れがございます。譲受人が●●●●●●●●と書かれているのですけれども、●●●●を削除し●●●●という名称を入れていただき、●●●●と記入をお願いしたいと思っております。

申請地の概要ですけれども、こちらにつきましては農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でございます。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地と判定させていただきました。申請地のところですが、記入ミスがございました。間違いのところを消していただければと思います。

申請者は現在、●●●のアパートに子供2人と夫婦の4人で居住しております。子供の成長とともに家が手狭になったことから、当該地に住宅を建築することになったというこ

とです。申請地の選定にあたりましては、夫婦それぞれ親は●●●と●●●に住んでおり将来的に老後の面倒も見ることを考え、それぞれの実家の中間である当該地を選定したということです。

資金計画・調達につきましては、事務局にて確認済みでございます。

排水処理につきまして、汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置し、前面道路側溝に接続、雨水は、敷地内浸透処理でございます。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請につきましては、建築指導課から許可見込みと回答を得ております。

それから現地の方ですが、6月17日の時点では伐採した竹や住宅会社の営業看板があったのですが、6月21日に再度現地を確認したところ、すべて撤去されており、是正は完了してございました。

(議 長)

議案第2号の番号4につきましては、ただ今担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

異議なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号4について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号4について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号の番号5について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

場所は市役所から高速道路を突き当たって左に行きますと、踏切があります。その先に●●●●があります。その先に学校の入口から●●●●のところまで行って、手押し信号があります。●●のところを左に曲がって●●●mくらい行ったところを左に入って、2枚目の左側の場所です。所有者は●●さんで、申請者の●●さんがご高齢で、息子さんたちに面倒見てもらえるように近場が良いと考え、今回の申請に至ったということです。補足等がございましたら事務局の方でお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。それでは、事務局の方で補足説明よろしくお願いたします。

(事務局)

申請地につきましては、農業振興地域外の農地でございます。申請地の概要ですけれども、こちらの申請地につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地で、市街化の区域等に近接する10ha未満の農地でございます。第2種農地と判断いたしました。

申請理由ですが、申請者はご夫婦で、現在は●●●●に住んでおります。高齢になってきたので、子供がすぐかけ付けてくれる今回の場所を選定して申請に及んだものでございます。

資金計画・調達につきましては、事務局にて確認済です。

排水処理につきまして、汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置して、前面道路側溝に接続、雨水は、敷地内浸透処理でございます。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請につきましては、建築指導課から許可見込みという回答を得ております。

現場確認の結果、農地法等の違反及び事前着工等はございませんでした。

(議 長)

議案第2号の番号5につきましては、ただ今担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

異議なし。

(議 長)

ただ今、異議なしのお言葉をいただきました。質問がないようでございますので採決をいたします。議案第2号の番号5については、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号5については承認をすることにいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩

(議 長)

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

次に報告の事項に入ります。報告1について、事務局より朗読と説明をよろしくお願ひ申し上げます。

(事務局)

報告1について申し上げる前に、番号3の地目が宅地になっているところが畑になります。訂正をお願いいたします。

— 報告1朗読 —

(議 長)

以上、事務局の方で朗読いたしました報告1について質問等がある方は、挙手をお願いします。

質問なし。

(議 長)

特に質問がないようですので報告事項を、終わらせていただきます。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。この際、その他ということで委員さんからご意見があれば、挙手をお願いします。よろしいですか。

本日は委員の皆様方の慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。